

# 国土交通省令第72号 (抄 建設業法施行規則に関する部分)

関係法律の規定に基づき、及び関係法律の規定を実施するため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月三十日

国土交通大臣  
林 寛子

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

## 第一条 (略)

(建設業法施行規則の一部改正)

第二条 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二を第十七条の二の二とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(事業の認定)

第十七条の二 国土交通大臣は、建設業者の施工技術の確保に資するため、建設業者の施工する建設工事に従事し、又はしようとする者の建設工事の施工に関する技術又は技能(以下この項において「建設工事に従事する者の技術等」という。)を審査し、証明する事業(以下「技術・技能審査等事業」という。)で、建設工事に従事する者の技術等の向上を図る上で奨励すべきものを認定することができる。

2 前項の規定による技術・技能審査等事業の認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する技術・審査等事業について行う。

- 職員、技術・技能審査等事業の実施の方法その他の事項についての技術・技能審査等事業の実施に関する計画が技術・技能審査等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 前号の技術・技能審査等事業の実施に関する計画を適せるかつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 技術・技能審査等事業以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて技術・技能審査等事業が不公正になるおそれがないこと。

3 前項に規定するもののほか、第一項の技術・技能審査等事業の認定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

1 第一項の規定による認定を受けた技術・技能審査等事業を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに技術・技能審査等事業の名称は次のとおりとする。

技術・技能審査等事業を実施する者	技術・技能審査等事業の名称	技術・技能審査等事業の名称
名称	主たる事務所の所在地	

社団法人日本基礎建設協会	東京都中央区八丁堀四丁目十四番七号	基礎施工士検定試験
社団法人日本計装工業会	東京都虎ノ門一丁目二十一番八号	計装士技術審査
社団法人日本建築ブロック・エクステリア工業会	東京都台東区柳橋一丁目三番三号	建築コンクリートブロック工事士 技術審査
社団法人地すべり対策技術協会	東京都港区新橋五丁目三十番七号	地すべり防止工事士資格認定試験
社団法人日本下水道管渠推進技術協会	東京都港区赤坂一丁目六番十四号	推進工事技士試験
財団法人日本ダム協会	東京都中央区銀座二丁目十四番二号	ダム工事総括管理技術者認定事業
社団法人全日本屋外広告業団体連合会	東京都墨田区亀沢一丁目十七番十四号	屋外広告士資格審査・証明事業
社団法人全日本瓦工事業連盟	東京都千代田区富士見一丁目七番九号	瓦屋根工事技士資格試験
財団法人道路保全技術センター	東京都文京区後楽二丁目三番二十一号	舗装施工管理技術者資格試験制度

第十七条の二の二の次に次の二条を加える。  
(検定等の指定)

第十七条の二の三 令第二十七条の七の表の上欄の規定により国土交通大臣が定める検定又は試験（以下この条において「検定等」という。）は、次のすべてに該当するものでなければならない。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第 34 条の規定に基づいて設立された公益法人（以下「公益法人」という。）で、検定等を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する検定等であること。
  - 二 正当な理由なく受検又は受験を制限する検定等でないこと。
  - 三 国土交通大臣が定める検定等の実施要領に従って実施される検定等であること。
- 2 前項に規定するもののほか、令第二十七条の七の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定等の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。
  - 3 令第二十七条の七の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定等前項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。

試験を実施する者	検定等の名称	
名称	主たる事務所の所在地	
社団法人日本建設機械化協会	東京都港区芝公園三丁目五番八号	二級建設機械施工技術研修の修了試験
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	二級土木施工管理技術研修の修了試験
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	土木施工技術者試験
財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	二級建築施工管理技術研修の修了試験
財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	建築施工技術者試験

財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	電気工事施工技術者試験
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	二級管工事施工管理技術研修の修了試験
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	管工事施工技術者試験
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	造園施工技術者試験

(指定試験機関の指定)

第十七条の二の四 法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名称及び主たる事務所並びに指定をした日は、次の表の検定種目の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりとする。

検定種目	指定試験機関	指定の日	
	法人の名称	主たる事務所の所在地	
建設機械施工	社団法人日本建設機械化協会	東京都港区芝公園三丁目五番八号	昭和六十三年十月十七日
土木施工管理	財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	昭和六十三年十月十七日
建築施工管理	財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	昭和六十三年十月十七日

電気工事施工管理	財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	昭和六十三年十月十七日
管工事施工管理	財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	昭和六十三年十月十七日
造園施工管理	財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	昭和六十三年十月十七日

第十七条の二十第一項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づいて設立された」を削り、「有すると国土交通大臣が認める者」を「有するもの」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第二十七条の十八第四項の規定による指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者	講習の名称	
名称	主たる事務所の所在地	
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	監理技術者の講習
財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	監理技術者の講習

第十七条の二十の次に次の一条を加える。

（指定資格者証交付機関の指定）

第十七条の二十の二 法第二十七条の十九第一項に規定する指定資格者証交付機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする、

指定資格者証交付機関	指定の日	
名称	主たる事務所の所在地	

財団法人建設業技術者センター	東京都中央区新川一丁目十七番二十五号	昭和六十三年七月十一日
----------------	--------------------	-------------

第十九条を第十八条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(経営事項審査の項目及び基準)

第十九条 法第二十七条の二十三第三項に規定する経営事項審査の項目及び基準においては、法令に基づく資格又は第十七条の二第一項の規定により認定を受けた事業に係る資格以外の資格を用いることはできない。ただし、建設業者の従業者又は従業者になろうとする者の知識及び技術又は技能を審査し、証明する事業（以下「経理知識審査等事業」という。）であつて、国土交通大臣が指定するものに係る資格については、この限りでない。

- 2 前項に規定による経理知識審査等事業の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する経理知識審査等事業について行う。
  - 一 職員、経理知識審査等事業の実施の方法その他の事項についての経理知識審査等事業の実施に関する計画が経理知識審査等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
  - 二 前号の経理知識審査等事業の実施に関する計画を適せるかつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
  - 三 経理知識審査等事業以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて経理知識審査等事業が不公正になるおそれがないこと。
- 3 前項に規定するもののほか、第一項ただし書の経理知識審査等事業の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。
- 4 第一項の規定による指定を受けた経理知識審査等事業を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに事業の名称は、次のとおりとする。

事業を実施する者	事業の名称	
名称	主たる事務所の所在地	
財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	建設業経理事務士検定試験

第十九条の三の次に次の一条を加える。

(指定経営状況分析機関の指定)

第十九条の三の二 法第二十七条の二十四第一項に規定する指定経営状況分析機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定した日は、次のとおりとする。

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定の日
財団法人建設業情報管理センター	東京都中央区新川一丁目四番一号	昭和六十三年六月二十八日

第三条～第三十八条 (略)

附則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。